

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成26年12月17日(水) 午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

鈴木壽美子, 荻田雅宏, 久朗津尚代, 萩原綾子, 高木均, 村松昭彦, 山本雅昭,
森則夫(以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 山口裕之,
生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

宮城英夫(事務局長), 山田稔(首席家庭裁判所調査官), 小磯 治(首席書記官),
(庶務)

櫻井博三(総務課長), 藤澤真由美(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 新任委員2名の委員から自己紹介がされた。

(2) 事務局から, 今回の委員会テーマである「家庭裁判所を利用しやすくする方策」につ
いて, 庁舎の施設概要と改修プラン等の説明及び庁舎内見学がされた。

(3) 各委員から次のような質問, 意見が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇事務担当者発言)

- 正面受付の守衛は裁判所の職員で, 常にいるのか。
- ◇ 裁判所の職員で, できるだけ長く受付で案内等を行うようにしている。
- 家事手続案内の発券機で券をとって, 待つのはどこか。
- ◇ 事務室内側に席があれば中で, なければ玄関ホールで待つことになる。
- 事務室内側で待つときは, やりとりが聞こえてしまうということか。

- ◇ 事務室内側で待つときは聞こえてしまうことがあるかもしれない。1階部分の来庁者のプライバシーについてはご指摘も含めて改修計画の中で考えていく予定である。
- 発券機が必要なほど、混雑しているのか。
- ◇ 時間や日によって混む時間帯があるので、混む時間帯は発券機が必要になる。
- 家裁だから発券機が必要なのか。
- ◇ 地裁と違い、家裁では手続案内がある。手続案内は時間がかかり、次の方に待っていたでくので、発券機が必要になる。
- 待合室は混み合うため、廊下で待つ方も多く、当事者が廊下で顔を会わせてしまうリスクもあるので、スペースや使いやすさを考えてほしい。調停室の設備については、電話会議システムは調停がスムーズに早くできて良い。また、テレビ会議も有効ではないかと思う。ラウンドテーブルは話がしやすいと思うが、小さい部屋が多いので、当事者が多いときは大きな部屋が必要だと思う。
- 家裁の建物はどこに何があるのかわからず、説明を聞いて初めて、建物に入って正面の部屋が家事手続の部屋だということがわかったので、利用者の視点で見てこの表示でいいのだろうかという疑問に思った。また、発券機のところに「順番にお呼びしますので、お待ちください」等の案内がないことや、記入台に記入例がないこと、フロントの案内図面の文字のポイントが小さく年配者には見にくいこと、誘導サインが高いところにあり見にくいこと等が利用者の視点で見て気になった。また、後見受付のカウンターについては、2席で足りるのかということや、幼児用のトイレやベッドは男性用トイレにも必要ではないかということ、少年審判廷の天井が低く圧迫感があるのではないかということを感じた。避難誘導のサインがあるのかよくわからなかった。
- ◇ 工夫はしているところであるが、まだまだ変えて行く必要があり、ご意見は参考にする。
- 徹底した利用者目線が求められている中、「訟廷」は一般の人は読むことすらできないのではないかと、「総合受付」ではいけないのかと思う。また、「後見」が何を指すのかも一般の方はご存じないのではないかとと思うので、仕事の内容がわかるように表示する必要があると思う。それから、言葉の使い方で、面接という言葉は冷たい感じがあるので、面談室、会

議室や相談室のほうが抵抗が少ないのではないかと感じた。文字の大きさや色づかいについては、配慮を要する方がいるので、改修の際はご配慮いただきたい。家族面接室については、壁の色が真っ白で冷たい感じの印象を受けた。

◇ ご意見は参考にする。

○ 家族面接室について、当事者はマジックミラーになっていることやテレビカメラがあって、見られていることがわかっているのか、見られているということは問題にならないのか。

◇ 相互の不信を整理、解消してから家族面接室を利用するので、そこは問題にはならない。また、家族面接室では、マジックミラーやテレビカメラがあると分かっているにもかかわらず、子供よりも親御さんの方がうまく子どもと遊べなかったり、演技できなかったり、子供と目があわせられなかったりする。逆に、子供が無邪気に親に抱ついたり、甘えたりする場面に出会うこともある。こうした演技や意図を越えた事実こそが調停や当事者の気持ちを動かす力になっている。

○ 初めて来庁する方で、階段を利用する方は、階段の突き当たりの壁、踊り場に案内図等のサインがあるとわかりやすいと思う。

◇ ご意見は参考にする。

5 次回テーマ及び期日

次回テーマは「家事事件手続法施行後の家事調停」とし、次回期日については、6月頃の開催とし事務局において改めて調整の上で決定することとなった。